

ご注意ください

除雪に関する お願い



道路への雪出しは危険です！

道路への雪出しは、路面のでこぼこにより車のハンドルがとられて事故につながるほか、道幅が狭くなる原因になり、通学路においては通学中の児童や生徒が走行中の車の近くを歩くことになるなど非常に危険です。また、道路交通法の禁止行為であるため道路への雪出しはやめましょう。

【雪捨て場所】

- ・各家庭、事業所の雪は敷地内で処理するか町指定雪捨て場所に運んでください。
- ・町指定雪捨て場所は、八雲地域は**※大新6番地1(八雲スポーツ公園グランド横)**と落部川河川敷(落部橋から山側)、熊石地域は熊石根崎町(熊石漁港ふれあい広場手前)と熊石相沼町(旧相沼小学校グランド)の計4箇所です。

※捨てられた雪の中にゴミ等が混入している例がありますので、そのようなことがないようにしてください。

※令和5年度(今季冬)から柴町(自衛隊官舎前通り丁字路交差点角)の雪捨て場は廃止となり、利用できませんのでご注意ください。

道路への雪出しは法律で禁止されています

道路交通法第76条では、道路における交通の危険や妨害となるおそれがある行為が禁止されており、道路交通法施行細則第19条にその禁止行為として「**道路に雪をまき、又は捨てること**」と規定されています。

問い合わせ先

- ・建設課車両係 ☎0137-62-2115
- ・熊石総合支所地域振興課 ☎01398-2-3111

令和5年度助成対象者

年齢	生年月日
100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日
95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日

これからの季節は、特に感染症が流行するため、肺炎にかかりやすくなります。肺炎予防にはワクチン接種が効果的です。

今年度対象者の方には個別通知をしていますので、助成期限の3月31日までに接種するようにお願いします。

なお、書類を紛失された方は、再発行いたしますのでご連絡ください。

【助成対象者】
左記の表に記載の年齢になる方のほか、予防接種実施日

高齢者等肺炎球菌 ワクチンの予防接種 はお済みですか？

に60歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳1級(心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る)の交付を受けている方

※過去に1回でも肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種を受けた方は助成の対象となりません。

※今年度対象者で、町外医療機関で接種された方の償還払(払戻)申請の期限についても、3月31日までとなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】
・保健福祉課健康推進係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111